令和４年１１月

【 着物などの展示会での強引な勧誘に注意 】

【相　談】

「見るだけでいいから。プレゼントを用意しているよ。」と誘われて、呉服の展示会に出かけたところ、次々と反物を体に合わせられ、「２５万円値引きする」とセット商品を勧められた。「帰りたい」と店員に伝えても、コートを預けていて、帰らせてもらえず、「支払えない」と断ったら、分割払いの提案をされた。２時間以上勧誘を受け、断り切れず３６回払いのローンを組んでしまった。

【アドバイス】

事業者によっては、この相談事例のように強引な勧誘をすることがあるようです。会場で大幅な値引きや、高額なサービス品を提示され、長時間の勧誘を受けると、消費者は判断能力が鈍ってしまいます。「お金がない」と断っても、分割払いや借金を持ちかけられて、断る理由を封じられてしまうこともあります。

相談者は、帰りたいと伝えたのに帰れず、長時間の勧誘を受けました。所持品を預かったり、集団で囲んだりして、「帰る」と意思表示をしている消費者を帰さない行為は退去妨害にあたります。店側の退去妨害により強引に勧誘され、困惑して契約の締結に至った場合は、消費者契約法により契約の取消しをすることが出来ます。

また、特定商取引法により展示会会場が営業所とみなされない場合は､訪問販売に該当する可能性があり、書面を受け取ってから８日間はクーリングオフが可能です。

いずれにしても、安易な気持ちで展示会等に行くのは要注意です。購入するつもりがなければ、展示会に行かないことも大切です。望まない契約ならば、「要りません」「やめます」と、きっぱりと断りましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**